

不妊治療費助成事業を開始 ～先進医療による不妊治療を希望する方を応援します～

1 目 的

若い世代から選ばれるまちづくりを推進するため、こどもを持ちたいと希望しているものの公的医療保険の給付対象となる治療だけでは効果を得られず、先進医療との併用が必要となった方が不妊治療を継続しやすくなるよう、先進医療に係る費用に助成を行い、治療の選択肢を増やします。

2 概 要

(1) 対象者

申請日において、両方またはいずれかの方が市内に住所を有する夫婦（法律上の婚姻手続きを行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する関係を含む）。

(2) 助成内容

保険適用とされている生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）と併用して自費で実施される先進医療に要する費用に対し、経費の10分の7に相当する額（上限5万円）。

3 事業開始

令和8年10月1日から受付開始

令和8年4月1日以降に治療を実施したのもも遡って対象とする。

4 予算額

【新規事業】5,000千円（当初予算）

（内訳）50千円×100人

（財源）不妊治療費助成事業費補助金（県費） 2,500千円（補助割合 県1/2）

市負担分については、物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金を活用予定

5 県内の状況（令和8年6月時点）

事業開始済み	豊橋市、豊川市、刈谷市、豊田市、西尾市、蒲郡市、江南市、小牧市、大府市、豊明市、田原市、清須市、みよし市、扶桑町、美浜町、設楽町、豊根村
令和8年度中に事業開始	名古屋市、岡崎市、一宮市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、知立市、東栄町

計 21市4町1村（県内54市町村中）